

「いじめに向き合う佐賀県」発信等業務委託仕様書

1 委託業務名

「いじめに向き合う佐賀県」発信等業務委託

2 現状と課題

佐賀県のいじめ認知件数は近年増加傾向にあり、その事例の中には、一時的な感情から発せられる言葉や態度、何気ない一言、いじり、無意識にとった態度など、自分の言動がいじめに該当するとの認識がないまま、結果的にいじめとして認知されるケースもある。

また、いじめの現場にしながら、それを止めずに傍観している傍観者についても、いじめを止めないことで、いじめを助長してしまうことや、傍観者自身が罪悪感や無力感を抱えてしまうこともある。

さらに、いじめの要因は様々で、家庭や学校、友人関係、学習面から生じる不満やストレスが背景にあるとも言われている。その上、いじめ当事者の関係性は固定的ではなく、状況に応じて加害者が被害者になったり、被害者が加害者になったりするなど、立場が入れ替わるケースの他、SNSやオンラインゲーム等の閉鎖されたコミュニケーション空間におけるトラブルなど、表面化しにくい、把握が難しい「見えないいじめ」も存在する。

そのため、いじめる側、いじめを受ける側だけでなく、いじめの傍観者に向けたメッセージを発信し、一人一人が自分の言動や行動を見つめ直す機会となるような意識啓発が必要となっている。

3 目的

県全体でいじめの予防に取り組むことで、子どもたちが人の痛みやつらさに気づき、いじめを自分の事としてとらえ、日頃の言動や行動を見つめ直すことで、一人ひとりの行動変容を促す。

そして、高い志と佐賀への誇り、優しさをもった骨太な子どもを育てていくことを目的とする。

4 業務内容

子どもたちがいじめについて考え、自分の言動や行動を見つめ直す機会となる普及啓発動画を制作する。

また、普及啓発動画はYouTube等での配信や学校現場での活用を想定している。

(1) 動画制作

- ・YouTube 等インターネットでの配信を想定した動画（長尺及びショート版）を制作すること。

(2) ターゲット

- ・メインターゲットは佐賀県内の小学校高学年とする。
（その他、中高生及び学校関係者も含む。）

(3) 動画の内容

- ・いじめ傍観者の行動予備軍に対して、気づきを促す内容とすること。
- ・いじめの防止について、様々な関り方があることを気づかせる内容とすること。
- ・こどもたちが自分で何ができるかを考え、行動変容を後押しする内容とすること。

(4) 留意点

- ・動画制作に必要な企画、構成、台本制作、撮影、編集等、その他制作に必要な一連の業務を含めること。
- ・動画のキャッチコピー、絵コンテ、出演者等を提案すること。
- ・提案された内容については、受託者決定後に変更となる可能性があることに留意すること。
- ・本委託業務において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ・本業務の実施により新たに制作された著作物（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。また、委託者は自由に二次使用できるものとする。
- ・本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- ・制作した動画に出演者等の肖像権が含まれる場合は、YouTube 等の動画配信サイト、SNS、学校現場その他広報媒体への掲載及び利用について出演者本人から事前に承諾を得ること。また出演期間についても確認すること。
- ・上記の内容含め、動画の制作にあたっては県側と十分に協議を行うこと。

(5) 企画調整・管理業務

ア 制作に当たって必要となる総合的な管理業務を行う体制を構築すること。具体的には、統括責任者を 1 名配置し、適宜打合せ、進捗状況の報告を行い、業務の円滑な推進を図ること。また、外部組織、協力会社などが存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にし、実施体制表を作成すること。

イ 業務実施計画を作成し、スケジュール作成・管理を行うこと。なお、県が想定しているスケジュールは別紙のとおりとする。

ウ 県の意見を聴きながら動画制作を進めること。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6 委託料

6,700千円を上限とする（消費税及び地方消費税含む。）

7 納品物

（1）制作した動画データ

・動画データ及び、媒体（CD等の媒体2部）

（2）業務完了報告書

（3）その他、県と受託者が協議の上、納品物として提出を求めるもの

8 支払方法

完了払

9 その他

（1）受託者は業務の実施状況について、適宜県こども未来課に報告し、その指示に従うこと。

（2）本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県こども未来課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県こども未来課の職員等関係者と連携を取り、遺漏の無いようにすること。

（3）本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県こども未来課と協議を行い、事前に県の実情を把握した上で業務を進めること。

業務スケジュール

令和8年	10月	・ 契約締結 上旬：演出に関する打合せ 中旬：演出コンテの打合せ
	11月	動画撮影・編集 現場撮影（11月～12月）
	12月	
令和9年	1月	1月上旬：動画校正（初稿） 修正
	2月	2月上旬：動画校正（2回目） 修正
	3月	3月上旬：動画完成 ・ 契約終了（3/31）